

ケヤキ吹奏楽団

【入団規定】

1. 本団体は、ケヤキ吹奏楽団 団規約第2章による本団体の目的に賛同する者によって構成される。
2. 本団体に入団する際には、ケヤキ吹奏楽団 団規約を遵守することを了承した上で、団員登録書を提出することとする。（未成年者は保護者の承諾書を添付のこと。）
3. 入団については、団長もしくはマネージャーと面接の後、正式に決定するものとする。
4. 入団資格は義務教育課程修了者以上とする。
5. 練習と楽団のイベントには積極的に参加する。
6. 団費については入団届けの受理された翌月は半額とし、本登録後は、毎月、末日までに規定額を納めるものとする。
7. 団費以外の臨時徴収や演奏会協力金は、演奏会に出演しなくても楽団総会の決議に基づき、必ず収めることとする。特に事情がある場合は、演奏会3か月前までには必ず申し出を役員に行うこととする。

【休団規定】

1. 本団体を休団する場合は、団長と協議しこれを認めるものとする。
2. 休団は連続する3ヶ月以上の休みとし、休団の届出を休団開始日までに行い、役員会の承認を得ることとする。
3. 休団については、休団届けを団長が受理した時を持って、正式に認めるものとする。
4. 休団の期間が休団届けの期間を超えた場合、改めて休団届けを提出することとする。

【退団規定】

1. 本団体を退団する場合は、各自が必ず退団の意思を団長に伝え協議し退団を認める。
2. 退団については、退団届けを団長が受理した時を持って、正式に認めるものとする。
3. 団費や臨時徴収などについて、未納金があれば退団届けを提出する際か後に納入する。
4. 1ヶ月以上連絡の取れない団員に対し、役員会は勧告を行う。3ヶ月以上経過しても連絡の取れない団員は役員会で協議され、退団扱いとなる場合がある。

付則 この規定は平成23年10月1日より編成改正し実施する。

改訂履歴

平成26年6月 楽団総会における決議により変更。実態に応じた規定内容に変更。

平成26年10月 役員会での協議の後、決議し変更。実態に応じた規定内容に変更。